

出産意図に与える要因の分類化と支援策についての考察

佐藤 晴彦

- 一 はじめに
 - 二 出産意図に影響を及ぼす要因
 - 二一 結婚率に影響を及ぼす要因
 - 二二 出産意図に影響を及ぼす要因
 - 三 少子化要因への対応策
 - 三一 民間・企業活動に対する支援状況
 - 三二 企業に対する支援
 - 三三 政府支援の状況
 - 四 各支援策についての考察
 - 五 結論
- 一 はじめに

出生数に影響を与える要因は、基本的に結婚と結婚後のライフサイクルに区分される。

本稿では、前者の結婚率について見た後、結婚後の出産意図に影響を与える要因を四つの枠として捉えてみる。次にその四つの分類方法を検証する。

検証済の分類によって政府の支援が子供^①を持つとする夫婦に対して有機的な対応となっているのかを検証する。

二 一 出産意図に影響を及ぼす要因

二一 結婚率に影響を及ぼす要因

わが国において、未婚化・晩婚化は急速に進展している。未婚化・晩婚化の原因を見てみよう。

(一) 結婚意思の低下

結婚意思は、以下(1)(2)から影響を受けると考えられている。

(1) 独身者の結婚意思

結婚意思があるにもかかわらず、未婚者が多い理由の一つとして、「まだ若すぎる」「必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」といった結婚意思の低下が挙げられている。また、結婚の意思そのものを示す「結婚意思の低下」のウエイトも高まってきている(内閣府、二〇〇四)。

(2) 結婚に関する価値観

結婚に対する価値観は、結婚に対する意識の変化、結婚の利点、結婚を一つの選択肢とする傾向からうかがうことができる。

【結婚に対する意識の変化】

従来考えられてきたように、結婚適齢期に達したら結婚するという考え方は減少し、理想の相手に出会うまでは結婚をしないという若者が多くなっている(内閣府、二〇〇四)。

【結婚することの利点】

結婚することの利点を見ると、内面的な充実度や家族を得て暮らせるという理由は多いものの、「社会的信用や対等な関係が得られる」「親や周囲の期待に応えられる」に関して、利点を挙げる人の割合は低下しつつある（内閣府、二〇〇四）。

また、独身生活の利点を見ると、男性、女性ともに「行動や生き方が自由」が割合としては圧倒的に高い。女性では「広い友人関係を保ちやすい」がこれに続き、結婚率を下げている（内閣府、二〇〇四）。

【結婚を一つの選択肢とする傾向】

独身者の中には、結婚は必ずしもしなくてもよいと思っている人がいる。内閣府（二〇〇四年）の「国民生活選好度調査」によると、一八歳以上の男女は、結婚を必然的なこととしては捉えておらず、人生の選択肢の一つとして捉えている人が多くなっている。

(二) 見合い結婚の減少

これら初婚率低下の要因の一つは、見合い結婚の比率が減少したこともある。『日本労働研究雑誌』編集委員会（二〇〇五）の報告では、初婚率低下の五〇％は見合い結婚の減少、四〇％は職場・仕事での恋愛結婚の減少である^③。後者は長時間化した労働のため、恋愛を実現できる機会がなくなっていることにも原因があるという。

親と同居するパラサイトシングルが増加しており、この傾向が、独立した生活への意欲を弱め、ひいては未婚化の原因になっているのではないかといった指摘もなされている（内閣府、二〇〇四）

また、就業形態の違いによる、賃金格差が生じているが、勤務年数が多くなるに従って、格差が大きくなっている。ましてや、フリーター等、非正規社員の年収では、婚約相手がいる場合でも結婚までこぎつけることは厳しい。内閣

府(二〇〇四)によると、年齢階級別に、一般労働とパートタイム雇用における未婚率を比較すると、男性ではパートタイム雇用の場合、すべての年齢階級で一般労働に比べて未婚率が高くなっている。

結婚しにくい間接的な要因に、女性の高学歴化も挙げられる。生涯未婚率^④を学歴別に見ると、高卒の女性では四五%、短大・高専卒では六・三%、大学・大学院卒では八・七%となっている。この傾向から女性の高学歴化が結婚年齢を高める作用を及ぼしたと考えられる(内閣府、二〇〇四)。

二―二 出産意図に影響を及ぼす要因

二―二―一 出産意図に影響を与える四要因仮説

ライフサイクルを結婚後に移して考えよう。出産意図に与える要因を大枠で捉えると、

- a 子供を生むために夫婦がともに過ごす時間
- b 子供を養育する保育人(両親、祖父母、保育士、幼稚園の先生等)
- c 養育のために必要な収入
- d 子供を育てるためのスペース

となるのではなからうか。すなわち、夫婦がともに過ごす時間があつてこそ夫婦の営みができるのであり、子供が生まれることになる。また、子供が生まれ、子供を育てるためには、養育するための親、親に代わる保育士・幼稚園の先生など、保育人が必要不可欠な存在となる。さらに、生まれた子供の養育のためには、その費用に見合う収入は欠かせない。その収入によつて子育てに必要なものの購入や教育、必要なサービス(保育サービス・医療サービスなど)を受けることが可能となる。最後に子供を育てるため場所・スペースを備えて、子供を持つ意図が生じるのだらう。

現実的にはこれらの要件の中のいくつかが厳しくなると、出産意図は、そのことに左右され、弱められる結果が示されると仮定される。

本稿では、この四つの分類案を、それらの要因が網羅されている『少子化社会白書』、『子ども子育て白書』、先行研究で、上記案のようにまとめることができるのかを以下で検証する。

なお、保育人とは、両親、祖父母、保育士、幼稚園の教員等、子供を保育できる人を言う。また、夫婦の出産は、出産意図によるものその他、結婚期間が妊娠期間より短い出産、いわゆる「出来ちゃった婚」の結果、さらには結婚後、意欲はなかったが出来てしまった結果等が考えられる。本研究は、これらのうち出生意図によるケースで考察する。

二―二―二 出産意図に与える分類案の検証

以下では、この分類案が射ているのかどうかを、それらの要因が網羅されている少子化白書等（二〇〇四、二〇一〇年版）で検証する。すなわち、出産意図を持つ要件は、上記の分類案（保育人の存在、家計収入、夫婦がともに共有する時間、スペース〈部屋数等〉）にまとめることができるのかについて検証してみる。

少子化白書（二〇〇四～二〇一〇年版）、子ども子育て白書（二〇一〇）⁶には、少子化の要因が以下のように示されている。

結婚率、夫婦の出産意図、夫婦関係、就業状況、機会費用、家計収入、養育費、教育費、育児休暇、夫の育児・家事手伝い、ワーク・ライフ・バランス、心理的・肉体的負担、保育サービスの充足度、スペース（部屋数）などと報告されている。これらを同類項でまとめると以下のように整理できる（同類項ごとに○をつけた）。

○晩婚化・未婚化（内閣府、二〇〇四）、单身者の結婚意思の変化（内閣府、二〇〇四）、結婚に関する価値観の変化

(内閣府、二〇〇四)

- 高学歴化 (内閣府、二〇〇四)、働く女性の増大 (内閣府、二〇〇四)
- 若年失業者の増加 (内閣府、二〇〇四)、非正規社員の増加 (内閣府、二〇〇四、二〇一〇)
- 低い賃金収入 (内閣府、二〇〇四、二〇一〇)
- 労働時間の増加 (内閣府、二〇一〇)
- 協力可能な祖父母の存在 (内閣府、二〇〇四)
- 出産・育児と仕事の両立 (内閣府、二〇〇四)、ワーク・アンド・ファミリー・バランス (夫と妻が仕事と家庭に時間をどう配分するか) (内閣府、二〇〇四)
- 子供を持つ価値観の変化 (内閣府、二〇〇四)
- 家庭を築く大切さの喪失 (内閣府、二〇〇四)
- 心理的・肉体的負担 (内閣府、二〇〇四)、育児ストレスや不安 (内閣府、二〇〇四)
- 子育てや教育の費用負担 (内閣府、二〇〇四)
- パラサイトシングル (親と同居する未婚者) (内閣府、二〇〇四)、ニート (仕事をせず学生でもなく職業訓練もしていない者) の存在 (内閣府、二〇〇四)
- 子育てに関する地域内のコミュニケーション (地域社会のネットワーク) (内閣府、二〇〇四、二〇一〇)
- 産婦人科・産科医療施設の減少 (内閣府、二〇一〇)
- 家族関連社会支出 (内閣府、二〇一〇)
- 待機児童

先行論文では少子化の要因は、以下のように記されている。

〔夫婦関係〕

夫婦関係は、夫婦の会話、「悩みや楽しいこと」の共有体験、妻による夫への夫婦満足度、夫への精神的信頼度、夫への経済力信頼度によって影響を受ける（山口、二〇〇四、二〇〇六）。

また、夫婦の育児・家事役割分担が関係しており（Frisco and Williams 2003; Greenstein 1996; Lavee et al, 2002; 末盛・石原、一九九八）、特に、夫の育児・家事手伝いは、妻の夫婦満足度を高めている（Mathijs Kalnijn, 1999、永井、二〇〇二、山口、二〇〇四）。

さらに、夫や妻の学歴の高さは夫婦の満足度を高め、夫の年収・預貯金・有価証券の額は妻の夫婦満足度を高めている（永井、二〇〇〇）。

夫の収入の高さは、専業主婦の場合（有業の妻の場合と異なり）、離婚率に影響する（Ono, 1998）。また、結婚満足度は結婚継続年数とともに減少し、上向きに転じることはないという（Van Laningham, 2001）。

〔子供を持つことの価値観〕

現在、子供を持つことの理由が、愛情を注ぐ対象と捉え、家庭を明るく楽しくするからであるという男女が多い。

従来、子供は家業の生産の大切な担い手、将来の親の老後を支える者として期待された。しかし、産業の中心が第一次産業から第二次・第三次産業へと移行し、公的年金が整備されていく中で、それらの必要性は薄れた。そして、子供を持つ理由が愛情を注ぐ対象であり、家庭を明るく楽しくするからであるという理由だけが残っている。

その一方で、家庭を築くことや、子供を持つことに積極的でない考え方も多い。その背景として、個人の自由や気楽さを望むあまり、家庭を持つことの大切さが失われつつある。このことが危惧される。また、社会においても、子

育てを暖かく支援する力が弱まっていることが課題視されつつある（内閣府、二〇〇四）。

〔心理的負担〕

育児に対する孤立感や疲労感、自信の喪失などが、心理的な負担となっている。

今日、三世代同居世帯に代わり核家族が主流となっている。また地域社会による支援も弱くなっている状況では、家庭で育てる力が弱まり、母親だけにのしかかる育児責任の負担は重くなっている。

専業主婦の場合では、二四時間乳幼児と向き合っ心身ともに育児に追われていることが、負担感となっている。妻の心理的負担の回復には、父親の育児協力や地域社会による支援が望まれる（内閣府、二〇〇四）。

〔保育人〕

保育人とは、親、祖父母、保育士、幼稚園教員等、子供を保育する立場の人を指す。親が保育できるかどうか、できない場合、他の保育人に頼めるかどうか、出産意図に大きな影響を及ぼす。

特に、働く女性にとって「出産・育児」をとるか「仕事」をとるかという二者択一の状況が葛藤を引き起こし、出産意図に悪影響を及ぼしている（内閣府、二〇〇四）。

夫・妻の家事・育児の役割分担は、旧態依然となっており、「男は仕事」「女は家庭」のままで、夫による妻へのサポートが不十分な状態である（内閣府、二〇〇四）。

〔就業状況〕

就業率が低い状況は、結婚率を低めるだけでなく、出産意図にも大きく影響する（二〇〇四、二〇一〇）。一九九〇年以降、経済的不安定が続き、その後、経済が回復しても、非正規社員が大きな割合を占めている（二〇一〇）。パートや派遣労働者等が増加し、雇用形態が多様化した結果、青年層男女で出産意図を持ってないケースが多い原因と

なっている（内閣府、二〇〇四、二〇一〇）。

〔機会費用〕

女性の労働力率は一九九〇年ごろから上昇し、働く女性が増大している。一方、育児は妻が担うことが多いという状況においては、出産時前後に職を継続するのか離職するのかが、その選択を迫られる。この場合の機会費用は大きく、出産意図に大きな影響を与える（内閣府、二〇〇四）。出産前に仕事をしていた女性の約六割が出産を機に退職している一方で、育児も取らずに就業を継続している女性も依然として多い（二〇一〇）。

就業と育児の両立の面について、それらがフレキシブルに設定されていれば、仕事と子育ての両立（岸・中田、二〇〇〇）、ひいては、出産意図に希望的な影響を及ぼすだろう。

妻の就業と出産に関連した調査では、結婚前に就業していた妻は、結婚後五年未満で就業しているのは四五・五%で、専業主婦は五三・九%であるが、子を持ちながら就業しているのは一八・六%、正規雇用に限ると一一・〇%である、という。その後の調査と比較すると、結婚後五〜九年で子供を持つ就業者の割合が増加しており、子供が比較的幼いうちから再就職する妻が増加傾向にある。

〔労働時間〕

子育て世代の男性の働き方が長時間化している。子育て世代期にある三〇代男性の四人に一人は週六〇時間以上の就業となっている。また、週六〇時間以上就業している三〇代男性はここ一〇年間増加しているという（二〇一〇）。

〔家計収入〕

多めの理想子供数を実現できない理由は、経済面からで、予定子供数が少ないのは「できないから」が多い（二〇〇四）。子育て世代の所得分布が下方にシフトしている。二〇代では、一九九七年では年収三〇〇万円が多かったが、

二〇〇七年には、二〇〇万円の雇用者が最も多くなったという（二〇一〇）。

また、祖父母の育児支援はその後の子供の生み方に影響する。最初の子供について、夫妻の母親から育児援助があった場合、その後の出生子供数は援助がない場合に比べて多い傾向が見られる、という（金子・釜野・大石・他、二〇〇六）。

〔費用（養育費・教育費・住宅の費用）〕

子供に必要な費用が増大しつつあり、そのことが出産意図をひいては出生率を引き下げる要因となっている。育児費用や小学校から大学までと子を育てるための費用がかかりすぎる。また、子供の発達とともに住居のスペースや部屋数も必要となる（内閣府、二〇〇四）。

〔地域社会のネットワーク〕（子育てに関する地域内のコミュニケーション）（二〇〇四）、

乳児がいる家庭への全戸訪問、地域子育て支援拠点の設置、ファミリー・サポート・センターの普及、商店街の空き店舗や余裕教室の活用などによる地域における子育て支援を促進し、子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られている。

〔産婦人科・産科医療施設〕

産婦人科及び産科医療施設が近年減少傾向にあり、お産の場が減っている（二〇一〇）。

〔家族関連社会支出〕

我が国の家族関係支出、すなわち家族政策としての財政的規模（現金給付、現物給付の大きさ）は欧州諸国に比べて小さい（二〇一〇）。

〔ワーク・ライフ・バランス〕

夫が育児・家事に協力できていないケースが多いため、妻の育児・家事に対する心理的・肉体的負担が重く、出産意図を持ってない妻が多い状況にある（内閣府、二〇〇四）。

これに関連し、木下（二〇〇四）は夫の家事参加度が高い場合、永井（二〇〇二）は夫の育児・家事分担度が大きい場合、妻の夫婦満足度と出産意欲の低下を緩和するという結果を示した。

逆に、この夫婦満足度が高いと育児・家事分担のあり方に影響を与え（Frisco and Williams 2003; Greenstein 1996; Lave et al. 2002; 末盛・石原一九九八）、夫の育児参加に結びついていることを示した（Kalmin, 1999）。山口（二〇〇四、二〇〇六）は、ワーク・ライフ・バランスが出産意図にかかわる夫への精神的信頼度に関係し、その要因として「共有生活活動数」「夫婦の平日会話時間」「夫婦の休日共有時間」「夫の育児負担割合」を挙げた。

金子・釜野・大石・他（二〇〇六）、内閣府（二〇一〇）は、現状では、妻が三〇歳代までは、夫の家事・育児への協力が得られないケースが増えていることを報告した。

〔育児休暇〕

祖父母の育児援助が得られない場合、あるいは、追加予定子供数が多いのに現実的には予定している子供数に達していない夫婦ほど、短時間勤務制度、産休・育休制度や保育所、一時預かり制度などの利用を希望する割合が高い。

育児休暇の利用は拡大しているが企業規模で利用率に差がある。妻が出産前後に正規雇用を継続していた夫婦に限ると、八九・六%が何らかの制度・施設を利用しており、中でも産休制度（七六・二%）や育児休業制度（四七・一%）の利用率が高く、後者は近年利用率が高まっている。ただし、これらの制度・施設の利用率は勤め先の企業規模で差があり、大企業や官公庁に勤める場合に高い（金子・釜野・大石・他、二〇〇六）。

〔肉体的負担〕

わが国において、夫の家事や育児のための時間は極めて短い。その一方で、妻の時間は極端に長い。「男は仕事、女は家庭」という旧来的な役割分担に加えて「男は仕事、女は仕事も家庭も」という役割分担が存在している。帰宅時間を見ても、妻の約九割が八時前に帰るが、夫の方は半数にすぎない。仕事と家庭の負担が妻に担われる形になっており、出産意図を持つには大きな負担となっている（内閣府、二〇〇四）。

考察の結果、結婚後、出産意図を持つ要件は、以上のように挙げることができた。これらを、仮説として挙げた四つの要因案に沿って分類化すると以下ようになる。（上記「二二二二」 出産意図に影響を与える四要因仮説」で区分化した a～d とそれに続く e～i 記号を括弧内に表す）。

【夫婦がともに共有する時間】（a）に、「労働時間」・労働時間の増加を

【保育人の存在】（b）に、「保育人」協力可能な祖父母の存在、「育児休暇」〔ワーク・ライフ・バランス〕 出産・育児と仕事の両立、ワーク・アンド・ファミリー・バランス（夫と妻が仕事と家庭に時間をどう配分するか）を

【家計収入】（c）に、「家計収入」低い賃金収入、「就業状況」高学歴化、働く女性の増大、若年失業者の増加、非正規社員の増加、パラサイトシングル、ニートの存在、「家族関連社会支出」、「費用（養育費・教育費・住宅の費用）子育てや教育の費用負担、家族関連社会支出〔機会費用〕を

【スペース（部屋数等）】（d）に、待機児童

としてまとめれば、出産意図は、仮説として区分したように、保育人の存在、家計収入、夫婦がともに共有する時間、スペース（部屋数等）と四つの分類化としてまとめることができる。

しかし、先に挙げた四つの分類案（外面的要因として分類される）で示した要因だけが出産意図に影響するのではなく、内面的な夫婦関係、結婚することの価値観、子供を持つことへの価値観、心理的負担の存在も挙げられた。すなわち、

【内面的な夫婦関係】（e）に「夫婦関係」家庭を築く大切さの喪失（二〇〇四）を

【結婚する価値観】（f）に結婚することの価値観を

【子供を持つことへの価値観】（g）に「子供を持つ価値観」子供を持つことへの価値観の変化を

【心理的負担の存在】（h）に「心理的負担」心理的・肉体的負担（二〇〇四）、育児ストレスや不安（二〇〇四）

としてまとめることができる。

その他、夫婦を取り巻く社会的支援（i）も挙げられる。

〔地域社会のネットワーク〕子育てに関する地域内のコミュニケーション

〔産婦人科・産科医療施設〕産婦人科・産科医療施設の減少（二〇一〇）

〔肉体的負担〕

である。

以上は、表1のように整理できる。

表1 出産数・出産意図にかかわる主要因とその例

項目	例
a；夫婦が共有する時間	帰宅時間等
b；保育人の存在	両親、協力可能な祖父母、保育士等
c；家計収入	家計収入、(マイナスの収入の要因として) 養育費・教育費・住宅ローン等
d；スペース(部屋数等)	部屋、保育園、幼稚園等
e；内面的な夫婦関係	夫婦関係、家庭を築く大切さ
f；結婚することの価値観	結婚することの価値観
g；子供を持つことへの価値観	子どもを持つことへの価値観、子どもを持つことへの価値観の変化
h；心理的負担の存在	心理的負担、育児ストレスや不安
i；社会的支援	民間、地方公共団体、国

二 少子化要因への対応策

上記では、出産数・出産意図に及ぼす分類は、八つの分類ならびに社会的支援の分類に分けられた。各家庭ではこの八つの要因（表1参照）のいくつかに不足が生じると出産数・出産意図に影響を受けることになる。

以下では、民間や地方公共団体、ならびに政府による支援が、この八つの要因のどれを満たすことに役立っているのかを考察する。以下、「三 少子化要因への対応策」では、民間支援・公的支援の状況をまとめ、「四 各支援策に関する検証」では、八つの分類のどの観点から支援策が進められたのかを見てみる。

三―一 民間・企業活動に対する支援状況

ここでは、民間・企業に対する支援状況を見てみる（内閣府、二〇一〇）。

三―一―一 民間に対する支援

地方公共団体は民間に対し以下の取り組みを行っている。「NPO活動などの地域子育て活動の支援」により、子育てやしつけに関する悩み・不安解消のために、子供を持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けた。その他、全国的に配置してきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の要請を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

〔地域の退職者や高齢者などの人材活用・世代間交流〕として、シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対し、放課後・土日における学習・生活指導などの支援を行う高齢者活

用子育て支援事業を実施している。

〔空き店舗や空き教室の活用〕（内閣府、二〇一〇）

商店街の空き店舗の活用によって子育て支援施設の設置・運営などの取り組みに対して支援している。具体的には、商店街振興組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人、特定非営利活動法人などが、商店街の空き店舗を活用して子育て支援施設や親子交流施設などを設置運営する場合に、改装費や賃貸料などの一部を補助している。

上記の支援項目が a ~ i のどの分類（表 1 参照）に当てはまるかどうかを見てみると、「NPO 活動などの地域子育て活動の支援」は、子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するための支援であるため h i に、「地域の退職者や高齢者などの人材活用・世代間交流」は高齢者の就労機会を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援であるため b i に区分される。空き店舗や空き教室の活用ならびにそれへの補助は d i に区分される。

三——二 地方公共団体による支援状況（内閣府、二〇一〇）

地方公共団体による支援状況を見つめる。地方公共団体ではワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みがなされている（内閣府、二〇一〇）。代表的な例として、

- ワーク・ライフ・バランスを推進する会議の設置や宣言・提言の策定
- セミナー等の開催・HP 等による情報提供
- アドバイザー等の派遣

○企業表彰や登録・認定・認証制度

○助成金・奨励金制度・融資制度や優遇金利の設定

○入札参加資格など公契約における優遇措置
が挙げられる。

また、地方公共団体は、以下の「乳児の全戸訪問」「地域子育て支援拠点の設置」「ファミリー・サポートセンターの普及促進」「幼稚園の預かり保育」「子育て総合支援コーディネーター」を行っている。

「乳児の全戸訪問」として、すべての乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、相談助言等を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する相談、指導・助言などを行う「養育支援訪問事業」を推進するなど、子育て家庭に対する支援を行っている。

「地域子育て支援拠点の設置」は、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、地域子育て支援事業を開始し、

○子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進

○子育てなどに関する相談・援助の実施

○地域の子育て関連情報の提供

○子育ておよび子育て支援に関する講演

を基本事業として推進している。具体的には、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗などにおいて実施する「ひろば型」、保育所等において実施する「センター型」、民営事業などにおいて実施する「児童館型」の三つの類型により、事業展開を図り取り組んでいる。

また、子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う〔ファミリー・サポートセンターの普及促進〕を行っている。さらに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間時の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等については、ファミリー・サポートセンターの中に「病児・緊急対応強化モデル事業」を新設し、市町村の事業として実施している。

〔幼稚園の預かり保育〕支援は、幼稚園の通常の教育時間外希望を対象に行われる「預かり保育」を行っている幼稚園に対して、支援を行うというものである。

〔子育て総合支援コーディネーター〕役としての各市町村は、さまざまな子育て支援サービスを行っている。しかし、利用者にとっては、情報が多岐にわたり、どこに相談したらよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものなのかについては、的確な情報をつかみにくい状況にある。従って、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者へ情報提供する必要がある。子育て支援に関するコーディネーター業務が、市町村の責務として位置づけられた。

社会全体で子育て家庭を応援すべく、子供を産み育てやすい環境づくりを地域が一体となって進めていく必要がある〔地域参加型の子育て支援〕。現在地方公共団体においては、企業の協賛を得ながら「企業参画型の子育て支援事業」として、子育てに関する各種割引等のサービスを提供するサポート事業などの取り組みを推進している。

上記の支援項目が a～i のどの分類（表 1 参照）に当てはまるかどうかを見てみると、ワーク・ライフ・バランスの推進は b c、アドバイザー等の派遣は h i、企業表彰や登録・認定・認証制度は i、入札参加資格などの優遇措置は i、乳児の全戸訪問は h i、地域子育て支援拠点の設置は h i、ファミリー・サポートセンターの普及促進は b i、

幼稚園の預かり保育はb i、子育て総合支援コーディネーターはh iに区分される。

〔地域参加型の子育て支援〕は、子育てに関する各種割引サービスを提供している。そのため、c iに分類される。

三―二 企業に対する支援

企業にとって、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みは、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものとなる。とりわけ人材確保が困難な中小企業において、その取り組みの利点は大きい。ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みは、企業にとってコストではなく、将来への投資としてとらえられ、企業の間でも関心が高まっており、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画や多様な勤務体系を設ける企業が増えている。

一般事業主行動計画を策定し、計画期間内に男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が七〇%以上であることなどの一定の基準を満たした企業は、厚生労働大臣の認定^てを受けることを可能とした（内閣府、二〇一〇）^一。

これらの支援項目がa iのどの分類（表1参照）に当てはまるかどうかを見てみると、ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みb cに区分される。男性の育児休暇基準などを満たした企業に対する厚生労働大臣の認可はb iに区分される。

三―三 政府支援の状況

ここでは、政府による支援策の状況を見てみる。

三一三一―一九九〇～二〇〇八年までの政府の対策（内閣府、二〇一〇）

一九九〇～二〇〇八年に、政府は、「エンゼルプラン」（一九九四年）、「新エンゼルプラン」（一九九九年）を策定し、「少子化対策プラスワン」（二〇〇二年）ではより総合的な観点からの施策を始めた。また、現状では、家庭や地域の子育て力が低下していることから「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体・企業による取り組み施策を講じた。

二〇〇三年には、少子化対策を的確に行い（「少子化社会対策基本法」）、子供が健康に育つ社会、ならびに子供を生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換（「少子化社会対策大綱」、二〇〇四年六月）を、そして効果的な推進を行うために「子ども子育て応援プラン」（二〇〇四年二月）を決定し、国や地方自治体や企業とともに計画的に取り組む目標を掲げた。

二〇〇五年の合計特殊出生率が過去最低であったことを受け、政府は少子化対策の抜本的な拡充・強化・転換を図る「新しい少子化対策」を決定した。

二〇〇七年、一層厳しい少子高齢化の見通しを踏まえ、「子どもと家族を応援する日本」（以下「重点戦略」）がまとめられ、就労と結婚・出産・子育てという二者択一構造を解決することが重要との認識のもとで、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に取り組んだ。また、待機児童の解消などを盛り込んだ「新待機児童ゼロ作戦」（二〇〇八年）を発表した。

同二〇〇八年、「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」によって幅広く意見を聴取することを策定した。二〇〇九年には「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、時代の変化により「家庭」「地域」「職域」が果たしてきた結婚機能や子育て支援機能が低下してきたことから、社会全体の仕組みとして、子育て

セーフティネットを強化し、再構築する必要性を掲げた（内閣府、二〇一〇）。

これらの支援項目が a i の八つの要因（表1参照）のどの分類に当てはまるかどうかを考察する。

- 一九九四年（「エンゼルプラン」）の保育所の量的拡大、〇二児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備は b d h i に
- 一九九九年の「新エンゼルプラン」による、雇用、母子保健・相談、教育等の事業は、b c d h i に
- 二〇〇二年の「少子化対策プラスワン」と、さらなる四つの指針「男性を含めた働き方の見直し」「地域における次世代支援」「社会保障における次世代支援」「子供の社会性の向上や自立の促進」は a c i に
- 二〇〇三年、地方公共団体及び事業主が、次世代支援のための取り組みを促進する「次世代育成支援対策推進法」の制定と行動計画の実施促進は a c i に
- 同二〇〇三年の「少子化社会対策基本法」による、子供が健康に育つ社会、子供を生み育てることに喜びを感じることのできる社会への転換目標は g i に
- 二〇〇六年の「新しい少子化対策について」による「家族の日」「家族の週間」の制定、ならびに妊娠・出産から高校・大学生までの年齢進行ごとの子育て支援策は g と c i に
- 二〇〇七年の「子どもと家族を応援する日本」による就労と結婚・出産・子育てという二者択一構造を解決するためのワーク・ライフ・バランスの実現、ならびに「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（親の就労と子供の育成の両立）と「家族における子育て」を包括的に支援するシステム）の政策は b c f i に
- 二〇〇八年の「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」によって、「家庭」「地域」「職域」が果たし

てきた結婚機能や子育て支援機能回復のための子育てセーフティネットの強化はfiに分類できる。

以上についての詳細は、「一九九〇～二〇〇八年までの政府の対策資料」として巻末に置く。

三―三―二 二〇〇九年度対策（内閣府、二〇一〇）

二〇〇九年度は以下の施策を行った。「育児・介護休業法の改正」「地方分権改革推進関係（保育所の最低基準）」「保育所持機児童対策」「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて」「子ども手当での創設」「高校の実質無償化」「周産期医療体制の充実」である。

詳述すると、「育児・介護休業法の改正」では、ワーク・ライフ・バランスを進め、子育てをしながら働き続ける環境を整備するため、子育て期間中の労働者に対して、短時間勤務制度設立の義務化、所定外労働の免除化、ならびに子の看護休暇制度を拡充して一人であれば年五日休暇を取得できることを施策とした。また、父親も子育てができるように、「パパママ育休プラス」を創設した。さらに、実効性を確保するために、苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組み、ならびに、法違反に対する勧告に従わない場合の企業名を公表する制度を創設した。

「地方分権改革推進関係（保育所の最低基準）」では、保育所等の児童福祉施設最低基準について廃止または条例委任することが適当とする提言を行った。これについて、地方分権改革推進計画において、保育の質などに深刻な影響を及ぼす内容（保育士の配置基準、居住の面積基準、保育の内容・調理室など）に限り、国の基準に従うべき等とした。

「保育所持機児童対策」では、保育所の定員枠を広げたにもかかわらず、保育所持機児童数が二〇〇九年時点で二年連続増加したことから、都道府県に創設した「安心子ども基金」を増額し、保育所整備の促進や保育所サービスのより一層の充実を図った。また地域の余裕スペースを活用した認可保育所の分園などの設置促進などを進めた。

「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて」は、新たな次世代育成のための包括的・一元的な制度の構築を進めることとした。閣議決定された「新成長戦略」において、幼保一体化の促進、利用者本意の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参加促進などにより、保育の多様化と量的拡大を図った。

「子ども手当での創設」では、中学校修了までの子供たちを対象とした「子ども手当て」を創設し、二〇一〇年より子供一人月額一三〇〇〇円支給することとなった。「高校の実質無償化」では、公立高等学校については授業料を不徴収するとともに、私立高校生のいる世帯には同額の就学支援金を助成することとした。

「周産期医療体制の充実」では、国民が安心して子供を生み育てることができる医療環境の実現に向け、一層の整備が求められている。そのため、二〇〇九年の三月には、周産期医療協議会の設置、周産期医療体制整備計画の策定、地域周産期母子医療センターの指定、周産期医療情報センターの設置などによる、周産期医療体制の充実が図られるための見直しを行った。

以上についての詳細は、「二〇〇九年度対策資料」として巻末に置く。

三―三―三 二〇一〇年度対策

二〇一〇年度は、主に

- (1) 子供の育成を支援、若者が安心して成長できる社会を
- (2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を
- (3) 多様なネットワークで子育て力のある地域社会を

(4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会を
を施策とした。

(1) の子供の育成を支援、若者が安心して成長できる社会を目指す施策では、「子ども手当での創設」「教育費負担の軽減」の他、「幼稚園等の保護者負担の軽減」によって、低所得者への給付の重点化を図るため、補助単位のあり方を抜本的に見直し、兄弟姉妹のいる家庭に対して、さらなる負担軽減を図った。「地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備」では、持続可能な仕組みを作り、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応策などを行う取り組みを行った。

(2) の妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を目指す施策では、「待機児童解消政策の推進など保育サービスの充実」として、民間保育所における受け入れ児童数の増加を図り、延長保育、病児・病後時保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより「子ども・子育てビジョン」の実現を図った。

また「多様な保育サービスの提供」として、

● 預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対しての補助
● 複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設の設置などを推進するために、保育分野などにおいて民間事業者の参入を促進するための制度環境整備に資する調査研究を実施する取り組みを行った。

「総合的な放課後児童対策」として、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図った。

「出産の経済的負担の軽減」として、

●安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を四万円引き上げる措置を継続し、妊産婦の経済的負担の軽減を図った。

「周産期医療体制の充実・強化」では、リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センター、およびそれを支える地域周産期母子医療センターなどへの財政支援を行うことを盛り込んだ。

(3) 多様なネットワークで子育て力のある地域社会を目指す施策では、「すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実」として、地域における子育て支援拠点や一時預かり等、身近な場所への設定を促進した。またすべての子育て家庭を対象としたさまざまな子育て支援事業として「子ども・子育てビジョン」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築、子供を守る地域ネットワークの機能強化などに取り組んだ。

〔中小商業活力向上事業〕として、商店街などが実施する、少子高齢化、安全・安心などの社会的課題に対する商店街活性化への取り組みに要する経費に対する支援、さらに少子高齢化の課題に対応する事業として、商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の設置・運営事業などの支援に対して施策を行った。

〔住宅における支援〕としては、公的賃貸住宅等への子育て支援施設の整備および子育て世帯の居住の安定確保を図る先導的な取り組みを支援する、とした。

(4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会を目指す施策では、「企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進」として、仕事と生活の調和に向けた取り組みを促進するための対策を行った。

〔労働時間などの見直しに向けた取り組みの促進〕では、長時間労働を抑制し、休暇取得促進を図る観点から、中

小企業に対する助成措置を拡充するなど労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取り組みを進める企業等に対する支援の拡充を図った。

〔男性の育児休業の取得促進〕では、父親も子育てができる働き方の実現に向けて、育児休業取得可能期間を延長（一歳二ヶ月）する制度（パパ・ママ育児プラス）の導入を主な内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底など、男性の育児休業取得促進の施策を行った。

〔仕事と家庭の両立支援〕では、

●育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成の引き上げ（1/2→2/3）を引き続き実施すること、また、育児休業等の取得などを理由とする解雇、退職勧奨等不利益扱いが増加していることから、相談や指導の対応に当たる施策を行った。

●〔中小企業、一般事業主行動計画策定推進二カ年集中プラン〕の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を支援するとした。

〔テレワークの普及促進〕では、

●テレワーク共同利用型システム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーク相談センターを通じた労働条件面での相談・助言等、公的施設や民間企業におけるテレワーク環境・機能の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウムなどの普及啓発活動を各省で総合的に行う施策を行った。

〔マザーズハローワーク事業などの拡充〕として、事業拠点の創設、地域の子育て支援施設などとのネットワーク強化、マザーズハローワーク事業の拡充施策を行った。

以上についての詳細は、「二〇一〇年度対策資料」として巻末に置く。

上記の支援項目が a i の八つの要因(表1参照)のどの分類に当てはまるかどうかを考察する。

- (1) 子供の育成を支え、若者が安心して成長できる社会を目指す施策では、
 「子ども手当での創設」〔教育費負担の軽減〕「幼稚園等の保護者負担の軽減」は c i に、
 「地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備」は g に、
 分類できる。
- (2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会策定を目指す施策では、
 「待機児童解消策の推進など保育サービスの充実」は b d i に、
 「多様な保育サービスの提供」は b d h i に、
 「総合的な放課後児童対策」は d i に、「出産の経済的負担の軽減」は c i に、
 「母子保健医療対策の充実・強化」〔周産期医療体制の充実・強化〕は h i に、
 「父子家庭への児童扶養手当の支給」〔生活保護の母子加算の支給〕は c i に、
 「発達障害者支援等の充実」〔虐待を受けた子供等への支援の充実〕は h i に、
 分類できる。
- (3) 多様なネットワークで子育て力のある地域社会策定を目指す施策では、
 「すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実」は b d に、
 「子ども・子育てビジョン」は b i に、

〔中小商業活向上事業〕は b c i に、

〔住宅における支援〕は d i に、

〔子どもの事故防止策の推進〕は i に、
分類できる。

(4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会を目指す施策では、

〔企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進〕は b c i に、

〔労働時間などの見直しに向けた取り組みの促進〕は a i に、

〔改正労働基準法の施行などによる長時間労働の抑制〕は a i に、

〔男性の育児休業の取得促進〕は a b i に、

〔仕事と家庭の両立支援〕は a b c i に、

〔中小企業——一般事業主行動計画策定推進（一カ年集中プラン）〕は a i に、

〔テレワークの普及促進〕は a b i に、

〔マザーズハローワーク事業などの拡充〕は c i に、

分類できる。

四 各支援策についての考察

上記では、一つ一つの支援が、八つの分類のいずれに当てはまった支援なのかを見てきた。ここでは、総合的に、

八分類のうちいずれが支援されたのかについて見てみる。

四―一 民間支援に関する検証

各支援団体の支援状況を見ると(表2)、民間団体、企業による取り組み数が少なく(表2―1)、地方公共団体、政府による支援数が多数を占めている(表2―2)。

府	
2009年対策	2010年対策
る4つの指針、「次世代育成支援対策推進法」	
学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動機会提供、待機児童解消策の推進	[すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実][子ども・子育てビジョン][中小商業活力向上事業][企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進]
①子ども手当の創設、②教育費負担の軽減、③幼稚園等の保護者負担の軽減、小学校の余裕教室を活用した、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動機会提供、保育サービスの提供、総合的な放課後児童対策、出産の経済的負担の軽減、父子家庭への児童扶養手当の支給、生活保護の母子加算の支給、発達障害者支援などの充実、虐待を受けた子ども等への支給の強化	[子ども手当の創設][教育費負担の軽減][幼稚園等の保護者負担の軽減][出産の経済的負担の軽減][父子家庭への児童扶養手当の支給][生活保護の母子加算の支給][中小商業活力向上事業][企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進][マザーズハローワーク事業などの拡充]
総合的な放課後児童対策	[待機児童解消策の推進など保育サービスの充実][総合的な放課後児童対策][すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実][住宅における支援]
小学校の余裕教室を活用した、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動機会提供	[地域ぐるみで子供の教育に取り組み環境の整備]
学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動機会提供	[多様な保育サービスの提供]
①子ども手当の創設、②教育費負担の軽減、③幼稚園等の保護者負担の軽減、小学校の余裕教室を活用した、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動機会提供、保育サービスの提供、総合的な放課後児童対策、出産の経済的負担の軽減、母子保健医療対策の充実、周産期医療体制の充実・強化、地域子育て支援対策の充実、中小商業活動向上事業、住宅における支援、子どもの事故防止対策推進	[子ども手当の創設][教育費負担の軽減][幼稚園等の保護者負担の軽減][母子保健医療対策の充実・強化][周産期医療体制の充実・強化][発達障害者支給等の充実][虐待を受けた子ども等への支援の充実][子ども・子育てビジョン][中小商業活力向上事業][住宅における支援][子どもの事故防止作の推進][企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進][マザーズハローワーク事業などの拡充]

表2 各支援団体の支援状況

表2-1 民間・企業による項目別支援の状況

表2-2 地方公共団体による項目別支援の状況

	民間支援	企業による 取り組み
1990～2008年 までの支援	1990～2008年 までの支援	1990～2008年 までの支援
a ; 夫婦が共有する時間		
b ; 保育人の存在	[地域の退職者や高齢者などの人材活用・世代間交流]	ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組み
c ; 家計収入		ワーク・ライフ・バランスに向けた取り組み
d ; スペース(部屋数等)		空き店舗や空き教室の活用ならびにそれへの補助
e ; 内面的な夫婦関係		
f ; 結婚することの価値観		
g ; 子供を持つことの価値観		
h ; 心理的負担の存在	[NPO活動などの地域子育て活動の支援]	
i ; 社会的支援	[NPO活動などの地域子育て活動の支援][地域の退職者や高齢者などの人材活用・世代間交流]	空き店舗や空き教室の活用ならびにそれへの補助

地方公共団体	政
1990～2008年までの支援	1990～2008年までの政府の対策
	[「少子化対策プラスワン」、さらな
ワーク・ライフ・バランスの推進、企業表彰や登録・認定・認証制度、ファミリー・サポートセンターの普及促進、幼稚園の預かり保育	保育所の量的拡大、0～2児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備、「新エンゼルプラン」「子どもと家族を応援する日本」[「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」]([「親の就労と子供の育成の両立」と「家族における子育て」]
ワーク・ライフ・バランスの推進、企業表彰や登録・認定・認証制度、ファミリー・サポートセンターの普及促進、幼稚園の預かり保育、[地域参加型の子育て支援]	[「新エンゼルプラン」][「次世代育成支援対策推進法」][「新しい少子化対策について」][「子どもと家族を応援する日本」][「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」]([「親の就労と子供の育成の両立」と「家族における子育て」]
	保育所の量的拡大、0～2児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備、「新エンゼルプラン」[「新エンゼルプラン」]
	子育てセーフティネットの強化
	[「少子化社会対策基本法」][「新しい少子化対策について」]
地域子育て支援拠点の設置、子育て総合支援コーディネーター	保育所の量的拡大、0～2児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備、「新エンゼルプラン」]
アドバイザー等の派遣、企業表彰や登録・認定・認証制度、入札参加資格などの優遇措置、乳児の全戸訪問、地域子育て支援拠点の設置、ファミリー・サポートセンターの普及促進、幼稚園の預かり保育、子育て総合支援コーディネーター、[地域参加型の子育て支援]	保育所の量的拡大、0～2児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備、「新エンゼルプラン」、さらなる4つの指針、「次世代育成支援対策推進法」[「少子化社会対策基本法」][「新しい少子化対策について」][「子どもと家族を応援する日本」][「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」]([「親の就労と子供の育成の両立」と「家族における子育て」、子育てセーフティネットの強化

出所) 筆者作成

出所) 筆者作成

各項目別に内面・外面別に考察すると、外面的には「夫婦が共有する時間」「スペース(部屋数)」に対する支援が手薄である。内面的には「夫婦関係」「結婚することの価値観」「子供を持つことの価値観」の件数が少ない。従って、これらの三つの内面的要因を充実させるといった観点から、支援は十分とはいえないだろう。なお、心理的な負担軽減については、地域子育て支援拠点の設置、子育て総合支援コーディネーターの設置が開始され、その効果が今後期待されることである。

五 結 論

出産意図に与える要因には、養育費用や雇用の安定、ワーク・ライフ・バランス、労働時間、保育人の存在やスペース、精神的・肉体的負担、結婚することの価値観などが挙げられた。仮に、それらの要因が現状では十分ではない場合、あるいは逆に、その不十分さが支援策によって解決される場合でも、強く望まれているのが精神的・肉体的負担軽減である(佐藤、二〇一一a b)。

近年、核家族が多い中で、出産・子育てについてのノウハウを身近に話してくれる親族がないこと、あるいは、近くに知り合いがない場合が多いこと、妻の就業と子育ての二者択一から生じる葛藤状態にあることなどが精神的負担感の原因として挙げられる。また、子供がある程度大きくなり、非正規社員を含め母親が働けるようになると、仕事と子育ては母親にとって肉体的な負担となると考えられる。

このような状況の中で、上記のように大枠でどのような要因が出産数に影響を及ぼしているのかについて考察した結果、「夫婦が共有する時間」「スペース(部屋数)」といった(外面的要因)の他に、内面的な「結婚することの価

価値」「夫婦関係」「子供を持つことの価値観」が挙げられ、内面的な要因への支援件数が少ない状況であることが分かった。従って、結婚することの価値観、ならびに夫婦間における価値観、子供を持つことの意味・価値観を構築し、心理的な負担軽減・肉体的負担の軽減に通じる教育を施していく必要性が生じているといえよう。

「一九九〇～二〇〇八年度までの政府の対策資料」

一九八九年の一・五七ショック⁽⁸⁾を受けて、政府は少子化傾向を認識し、その対策の検討を始めた。

具体的には、一九九四年の「エンゼルプラン」で、今後一〇年間の取り組むべき方向性と施策を計画した。これを実施するため、「緊急保育対策等五ヵ年事業」により、保育所の量的拡大、〇～二児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実、地域子育て支援センターの整備等を策定した。一九九九年には「少子化対策推進基本法」の決定によって、「新エンゼルプラン」が策定され、「エンゼルプラン」の見直しや重点施策を計画した。

二〇〇二年の「少子化対策プラスワン」では、より総合的な観点、すなわち保育だけではなく子育てをする家庭の視点から見る必要があること、さらに四つの指針「男性を含めた働き方の見直し」「地域における次世代支援」「社会保障における次世代支援」「子供の社会性の向上や自立の促進」に沿って取り組むことになった。続いて家庭や地域の子育て力の低下を補うために、「次世代育成支援対策推進法」制定(二〇〇三年)のもとに、地方公共団体ならびに企業による取り組みを促進する施策を講じた。

同二〇〇三年、少子化対策を的確に行うため、「少子化社会対策基本法」が制定され、「少子化社会対策大綱」

(二〇〇四年六月)を政府に義務付けた。そして、子供が健康に育つ社会、子供を生み、育てることに喜びを感じることでできる社会への転換を課題とした。「少子化社会対策大綱」に盛り込まれた施策を効果的に推進するために、同

年一二月には「子ども子育て応援プラン」を決定し、国は地方自治体や企業とともに計画的に取り組む目標を掲げた。

二〇〇五年の合計特殊出生率一・二六は過去最低であり、予想を覆す記録であった。これを受け、政府は少子化対策の抜本的な拡充・強化・転換を図る「新しい少子化対策」を決定した。同対策は、「家族の日」「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動を推進し、妊娠・出産から高校・大学生までの年齢進行ごとに異なる子育て支援策を掲げた。

二〇〇七年には、一層厳しい少子高齢化の見通しを踏まえ、「子どもと家族を応援する日本」（以下「重点戦略」）がまとめられた。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決することが重要との認識のもとで、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（親の就労と子どもの育成の両立）と「家族における子育て」を包括的に支援するシステム）に取り組むことが必要不可欠とした。

また、すべての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を実現するために、待機児童の解消などを盛り込んだ「新待機児童ゼロ作戦」（二〇〇八年）を発表した。

同二〇〇八年、「新しい少子化社会対策大綱の作成方針について」によって、有識者や国民各層から幅広く意見を聴取することとされた。二〇〇九年には「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、時代の変化により「家庭」「地域」「職域」が果たしてきた結婚機能や子育て支援機能が低下してきたことから、社会全体の仕組みとして、子育てセーフティネットを強化し、再構築する必要があるとした（内閣府、二〇一〇）。

「二〇〇九年度対策資料」

二〇〇九年には主として、「育児・介護休業法の改正」「地方分権改革推進関係（保育所の最低基準）」「保育所持

機児童対策」「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・二元的な制度の構築に向けて」「子ども手当の創設」「高校の実質無償化」「周産期医療体制の充実」の施策を行った。

ワーク・ライフ・バランスを進め、子育てをしながら働き続ける環境を整備するため、「育児・介護休業法等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部を改正した。具体的内容は、

○子育て期間中の労働者に対して、

●短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求に応じて所定外の労働を免除化した。

●さらに、子の看護休暇制度を拡充し、一人であれば年五日、二人以上であれば年一〇日取得できるようにした。

○父親も子育てができるように、

●一歳二ヶ月までは、一年間育児休業取得を可能とした（パパママ育休プラス）。

●父親が出産後八週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とした。

○苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みを創設した。さらに、法違反に対する勧告に従わない場合の企業名を公表する制度を創設した。

「地方分権改革推進関係（保育所の最低基準）」では、児童福祉法に基づく保育所等の児童福祉施設最低基準については、廃止または条例委任することが適当であるとする提言を行った。これを受けて、地方分権改革推進計画においては、保育所の最低基準については、保育の質などに深刻な影響を及ぼす保育士の配置基準、居住の面積基準、保育の内容、調理室などに限り、国の基準に従うべき等とした。

「保育所持機児童対策」では、保育所の定員枠を広げたにもかかわらず、保育所持機児童数が二〇〇九年時点で二年連続増加したため、都道府県に創設した「安心こども基金」を増額し、保育所整備の促進や保育所サービスのより

一層の充実を図っている。また地域の余裕スペースを活用した認可保育所の分園などの設置促進や家庭的保育の拡充を進めた。

「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて」では、新たに幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革として、新たな次世代育成のための包括的・一元的な制度の構築を進めることとした。

また、閣議決定された「新成長戦略」においては、幼保一体化の促進、利用者本意の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参加促進などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、二〇二〇年度まで速やかに潜在需要も含めた待機児童問題を解消することとしている。

「子ども手当での創設」では、中学校修了までの子供たちを対象とした「子ども手当て」を創設し、二〇一〇年通常国会で成立し、二〇一〇年より子供一人月額一三〇〇〇円支給することとなった。

「高校の実質無償化」では、公立高等学校については授業料を不徴収するとともに、公立高等学校以外の高等学校の生徒などにその授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給するための法案が成立した。私立高校生いる世帯には同額の就学支援金を助成することとなった。

「周産期医療体制の充実」では、国民が安心して子供を生み育てることができる医療環境の実現に向け、一層の整備が求められている。二〇〇九年三月の「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会報告書」を受け、周産期医療協議会の設置、周産期医療体制整備計画の策定、総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定、周産期医療情報センターの設置などにより、周産期医療体制の充実が図られるための見直しがあった。

「二〇一〇年度対策資料」

三―三―三 二〇一〇年度対策

二〇一〇年は、主に、

- (1) 子供の育成を支え、若者が安心して成長できる社会
- (2) 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会
- (3) 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会
- (4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会を施策とした。

(1) の子供の育成を支え、若者が安心して成長できる社会を目指す施策では、

「子ども手当での創設」「教育費負担の軽減」「幼稚園等の保護者負担の軽減」の他、低所得者への給付の重点化を図るため補助単位のあり方を抜本的に見直し、兄弟姉妹のいる家庭に対してさらなる負担軽減を図った。

「地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備」では、子育てサポーターの養成や民生委員などの地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みを作り、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応策などを行う取り組みを行った。

(2) の妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会を目指す施策では、

「待機児童解消策の推進など保育サービスの充実」として、待機児童解消のために、民間保育所における受け入れ児童数の増加を図り、延長保育、病児・病後時保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより「子ども・子育てビジョン」の実現を推進した。

また「多様な保育サービスの提供」として、

○預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対して補助する。

○複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設の設置などを推進するため、保育分野などにおいて民間事業者の参入を促進するための制度環境整備に資する調査研究を実施する取り組みを行った。

〔総合的な放課後児童対策〕として、

放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図った。

〔出産の経済的負担の軽減〕として、

○安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を四万円引き上げる措置を継続し、妊産婦の経済的負担軽減を図った。

〔周産期医療体制の充実・強化〕では、

○リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行う総合周産期母子医療センターおよびそれを支える地域周産期母子医療センターなどへの財政支援を行うことを盛り込んだ。

(3) 多様なネットワークで子育て力のある地域社会を目指す施策では、

〔すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実〕として、地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設定を促進した。また、すべての子育て家庭を対象としたさまざまな子育て支援事業について「子ども・子育てビジョン」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築、子供を

守る地域ネットワークの機能強化などに取り組んだ。

〔中小商業活力向上事業〕として、

○商店街などが実施する、少子高齢化、安全・安心などの社会的課題に対する商店街活性化への取り組みに要する経費に対して支援、ならびに少子高齢化の課題に対応する事業として、商店街の空き店舗を活用した子育て支援施設の設置・運営事業などを支援する施策を行った。

〔住宅における支援〕として、

○公的賃貸住宅等への子育て支援施設の整備および子育て世帯の居住の安定確保を図る先導的な取り組みを支援する、とした。

(4) 男性も女性も仕事と生活が調和する社会を目指す施策では、

〔企業等における仕事と生活の調和に向けた取り組みの促進〕として、仕事と生活の調和に向けた取り組みを促進するための施策を行った。

〔労働時間などの見直しに向けた取り組みの促進〕として、長時間労働を抑制し、休暇取得促進を図る観点から、中小企業に対する助成措置を拡充するなど、労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取り組みを進める企業等に対する支援の拡充を図った。

〔男性の育児休業の取得促進〕

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、育児休業取得可能期間を延長（二歳二ヶ月）する制度（パパ・ママ育休プラス）等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底などにより、男性の育児休業取得促進の施策を行った。

〔仕事と家庭の両立支援〕として、

○「育児・介護休業法の改正に合わせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成の引き上げ(1/2↓2/3)を引き続き実施する。また、育児休業等の取得などを理由とする解雇、退職勧奨等不利益扱いが増加していることから、相談や指導の対応に当たる施策を行った。

○「中小企業——一般事業主行動計画策定推進「二カ年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を支援する」として、

〔テレワークの普及促進〕として、

○テレワーク共同利用型システム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーク相談センターを通じた労働条件面での相談・助言等、公的施設や民間企業におけるテレワーク環境・機能の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウムなどの普及啓発活動を各省で総合的に行う施策を行った。

〔マザーズハローワーク事業などの拡充〕として、事業拠点の創設、地域の子育て支援施設などとのネットワーク強化、マザーズハローワーク事業の拡充施策を行った。

【参考文献】

- ・岸智子・中田慶子（二〇〇〇）「女性のライフコースと雇用制度」島田晴雄『高齢・少子化社会の家族と経済』NIT出版株式会社
- ・兼清弘之（二〇〇五）「少子化と総合政策」大淵寛・阿藤誠『少子化の政策学』人口学ライブラリー三、原書房 二二七―二五五頁
- ・厚生労働統計協会「厚生の指標 増刊 国民の福祉の動向 二〇一―/二〇一―」Vol. 58 No. 10 五五―七九頁
- ・近藤共子（二〇一―）「地域人口と国土計画・地域振興」吉田良生・廣嶋清志『人口減少時代の地域政策』人口学ライブラリー九、原書房、一七―二二五頁
- ・佐藤晴彦（二〇一―a）「代替的要因を含んだ変数と出産意図との相関関係ならびにその変数の影響順序」『国際公共経済学会』第二号、国際公共経済学会、一〇―二一―頁
- ・佐藤晴彦（二〇一―b）「現実的要因と代替的要因で比較した出産意図分析―男女・年齢階級別―」『経済学論纂』中央大学（再校中）
- ・永瀬伸子・白波瀬佐和子・樋口美雄・大田弘子（二〇〇六）「シンポジウム 少子化を考える ―財政の役割―」『少子化時代の政策形成』有斐閣、三一―五九頁
- ・堀勝洋（二〇〇九）『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』ミネルヴァ書房、二二―二七五頁
- ・守泉理恵（二〇一―a）「各プランの分野別対策比較表」人口学研究会第五四〇回例会（二月一〇日）配布資料
- ・守泉理恵（二〇一―b）「次世代育成支援対策プラン比較」人口学研究会第五四〇回例会（二月一〇日）配布資料
- ・守泉理恵（二〇一―c）「子ども・子育て応援プランの進捗」人口学研究会第五四〇回例会（二月一〇日）配布資料
- ・山口一男（二〇〇五）「少子化の決定要因と対策について―夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割」『季刊家計経済研究』No. 66, (財)家計経済研究所、五七―六七頁
- ・山口一男（二〇〇六）「夫婦関係満足度とワーク・ライフ・バランス―少子化対策の欠かせない視点」REITI Discussion Paper Series, 06-T-054, 一―二八頁
- ・内閣府（二〇〇四）『少子化社会白書平成一六年度版』株式会社ぎょうせい、一五―五六頁
- ・内閣府（二〇〇九）『少子化社会白書平成二二年度版』株式会社ぎょうせい、二―一五九頁
- ・内閣府（二〇一〇）『子ども子育て白書平成二二年度版』佐伯印刷株式会社、一〇―一八、三三―四四、五〇―七三頁

・内閣府（二〇一）『子ども子育て白書平成二三年度版』佐伯印刷株式会社、三一―二〇頁
 ・増田雅暢（二〇〇八）『これでいいのか少子化対策―政策過程から見る今後の課題』ミネルヴァ書房、一四〇―一六七頁
 ・三冬社編集部（二〇一）『少子高齢社会総合統計年報（二〇一二―二〇一三）』株式会社三冬社、三一九―三三四頁

（１）なお、「子ども」の表記方法は、本稿では「子供」とする。参考文献などで「子ども」と表記されている場合については、そのとおりに用いる。

（２）その他、社会的には、独身者本人の、自立性と主体性を持つて生きる力、パートナーを選択する力、人間関係をつくる力、多様な世代とのかかわりから生まれる人格形成をはぐくむ環境が喪失していることも大きいという。出会いの場をつくる能力や調整能力が欠如しているため、第三者による見合い等の機会が減少している状況では、学校や職場しなくなっている出会いの機会をうまく利用できないでいる（板本洋子（二〇〇四））。

（３）職場以外での発生率は変化していない（日本労働研究雑誌）編集委員会、二〇〇五）。

（４）五〇～五四歳層で見ている（内閣府（二〇〇四）二八頁、第一―一四四頁参照）。

（５）橘木、他（二〇〇八）によると、結婚適齢期にある二〇代後半から三〇代前半にかけて、女性は高学歴ほど結婚しない比率が高く、一方の男性は低学歴ほど結婚しない比率が高いという。

（６）二〇一一年版より、『少子化社会白書』は『子ども・子育て白書』に名称が変更になった。

（７）認定を受けた事業主は愛称「くるみん」広告、商品、求人広告などにつけることができる。

（８）一八八九年の合計特殊出生率が一・五七と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった一九六六年の合計特殊出生率一・五八を下回ったことが判明したときの衝撃を指す。